

(仮称) 新宿区公契約条例 骨子 (案)

制定の趣旨

区は、「新宿区調達のあるり方について(指針)」に基づき、公共サービス調達において、透明性・公正性・競争性を図りながら適正な履行と良好な品質を確保してきました。また、「新宿区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱」に基づき、最低賃金水準額を設定するとともに予定価格2,000万円以上の契約案件に対しては当該契約に従事する労働者の労働環境の確認を行い、適正な労働環境の整備を推進してきました。

一方で、平成31(2019)年の消費税率の引上げや、2020年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後の景気動向等に適切に対応するため、「公契約における新たなルール」づくりを検討しており、検討にあたっては区内の事業者や関係団体からも多数のご意見をいただきました。

これらのご意見等を踏まえ、区は、更なる労働環境の整備を推進するとともに、現在の公契約に係る制度の強化を図り、公共サービス調達における品質の確保を持続可能なものとする必要性を認識し、「公契約における新たなルール」として「(仮称)新宿区公契約条例」の制定を進めていきます。

以下は、条例の制定に先立ち、骨子案(基本的な考え方)をまとめたものです。

1 公契約とは

区が締結する ①工事請負契約 ②業務委託契約 ③指定管理者との公の施設の管理に関する協定

2 条例の目的

公契約の手續及び履行に係る基本方針等を定め、公正かつ公平な入札等の制度の確立及び公契約に従事する労働者等の適正な労働条件の確保により、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって区民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与する。

3 基本方針

- (1) 公契約の入札、過程及び内容の透明性の確保
- (2) 公契約の入札参加事業者等の公正な競争の促進、談合その他の不正行為の排除
- (3) 公契約に係る業務の区内事業者による受注機会の確保
- (4) 公契約に係る業務の区内の者による従事機会の確保
- (5) 労働者等の適正な労働条件の確保及び履行の品質確保
- (6) 公契約の品質にふさわしい価格による調達
- (7) 区の推進施策の実現に寄与する調達の推進
- (8) 公契約の適正な履行の確保

4 適用範囲

骨子8～16が適用される公契約の範囲は、工事請負契約、業務委託契約、指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定を想定しています。

なお、工事請負契約、及び業務委託契約については、「新宿区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱」に基づき、対象範囲を予定価格2,000万円以上としています。また、労務費の割合が比較的高い業務委託契約については、対象範囲を拡大する方向で検討しています。

5 適用される「労働者等」の範囲

- (1) 受注者※¹又は受注関係者※²に雇用される労働者
- (2) 労働者派遣法に基づき受注者又は受注関係者へ派遣される労働者
- (3) 受注者又は受注関係者との請負契約で、自らが提供する労務対価を得る者（いわゆる「一人親方」）

※1 受注者

区と公契約を締結した事業者

※2 受注関係者

①受注者その他区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者

②労働者派遣契約に基づき労働者を派遣した事業者

6 区の責務

基本方針の実現に向け、公契約に関する施策を総合的かつ効果的に推進する。

7 受注者等（受注者及び受注関係者）の責務

- (1) 法令等を遵守するとともに、労働者等の適正な労働条件を確保するよう努める。
- (2) 公契約に関する施策に協力するよう努める。

8 労働報酬下限額以上の報酬の支払

- (1) 「労働報酬下限額」＝「労働者等に支払われる1時間あたり、又は1日あたりの賃金の最低額」
（工事請負契約、業務委託契約など公契約の種類に応じて設定）
- (2) 受注者に、労働報酬下限額以上の報酬の支払いを義務付ける。
- (3) 受注者との契約において、受注関係者にも労働報酬下限額以上の報酬の支払いを義務付ける。
- (4) 労働報酬下限額は、骨子17の（仮称）新宿区労働報酬等審議会の意見を聴いた上で、区長が決定し、その後告示する。

9 差額分の支払

受注関係者が労働者等に支払った報酬額が労働報酬下限額を下回った場合、受注者は、労働報酬下限額との差額分が当該労働者等に支払われるよう、必要な措置を講じなければならない。

10 労働環境の報告

受注者は、契約時に、労働環境の適正性を確認するための書面を作成し、区長に報告する。

11 労働者等に対する周知

受注者は、次に掲げる事項を業務実施場所に掲示、又は当該事項を記載した書面を交付するなどして労働者等に周知する。

(1) 条例の適用を受ける労働者等の範囲

(2) 労働報酬下限額

(3) 12の申出をするときの申出先

(4) 12の申出を行った労働者等への不利益取扱いの禁止

1.2 労働者等の申出

労働報酬下限額以上の報酬が支払われないなど、条例違反の疑いがある場合
⇒労働者等は、区、受注者、受注関係者のいずれかに申出をすることができる。



受注者等は、当該申出をした労働者に対し誠実に対応するとともに、当該申出を理由に解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

1.3 報告等の要求又は立入調査

労働者等から1.2の申出があったとき又は条例に定める事項の履行状況を確認するため必要な場合、区は、受注者に対し以下の(1)又は(2)を行うことができる。

- (1) 報告又は資料の提出を求めること
- (2) 事務所等へ立ち入り、書類の閲覧等の調査をすること。



この結果、さらに必要がある場合、受注関係者に対し報告等の要求又は立入調査の協力を要請できる。

1.4 是正措置

1.3の(1)又は(2)の結果、区が条例違反と認定した場合
⇒ 受注者に対し、当該違反行為に対する是正措置を講ずるよう求めることができる。

1.5 公契約の解除

受注者が次のいずれかに該当する場合、区は公契約の解除(公の施設の管理に関する協定の場合は、指定の取消し又は期間を定めた管理業務の停止の命令)ができる。

- (1) 1.3(1)の報告若しくは資料提出を拒否した場合など
- (2) 1.4の是正措置を正当な理由なく講じなかった場合など



上記の理由で公契約を解除したときは、区はその旨を公表する。

1.6 公契約の解除に伴う損害賠償

- (1) 1.5(1)、(2)に基づき公契約を解除し、区に損害が発生した場合、区は受注者へ損害賠償を請求できる。
- (2) 1.5(1)、(2)に基づき公契約を解除し、受注者に損害が発生した場合、区はその損害賠償責任を負わない。

1.7 (仮称)新宿区労働報酬等審議会の設置

- (1) 調査・審議事項
労働報酬下限額その他区長が必要と認める事項につき調査・審議する。
- (2) 審議会の委員
学識経験者、事業者、労働者等の中から区長が委嘱する。(任期は2年)